

廃棄物処理センター（最終処分場）増設事業に係る環境影響評価準備書
三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要

日時：令和3年2月8日（月）13:30～16:30

場所：三重県保健環境研究所 1階大会議室

委員：準備書 p563 によると、既設事業においてギンランその他の移植を行った結果を事後調査で継続的にモニタリングしたところ、ほとんどが消失したと記されていますが、このプロセスでどのような対策を講じられたのか、その効果がどうだったのかをお尋ねしたいのですが。

事業者：平成21年に移植を実施し、一部は仮移植ですが、その後モニタリングを行ってきました。たとえばミズワラビ、ミズマツバ、シソクサについては、本移植をした場所が調整池の中の湿地状の場所ですが、確認の際に除草であったり、一部を耕起して湿地環境を戻したりしておりました。その他の林床性のもの、ササユリ、ギンラン、アキザキヤツシロランについては、これまでの事後調査報告書の内容を見る限り、追加の対策が取られてはいない状況と思われまます。

委員：既設事業に関しては、大がかりな追加の対策は行われていなくて、何らかの環境変化が要因かと思うのですが、準備書 p573 で今回見つかっている重要な植物種キンラン、カラチバナについても環境保全措置として生育個体の移植を行うと書かれています。類似の工事において実施例があり、効果が期待できるということですが、幹事の方からも移植について意見が提出されていて、それに対する事業者の見解として、衰退等が見られたら早期に対策を講じると記されています。これまでの経緯を見ますと、そのような措置を実際にどこまで行っていただけるのか心配していますが、いかがですか。

事業者：今後はお約束している通り、モニタリングとそれを受けての対策はセットだと考えていますので、しっかりやっていきたいと考えています。

委員：幹事からの意見 7(1)で希少植物の移植のことで意見が出されており、事業者の見解では、移植地 A と B がいずれも竹林なので、残地森林として計画している場所でコナラ林を再生して代償するというようなことを書かれています。私の理解で合っているか確認したいのですが、残地森林内のコナラ林を保全するという意味でなく、残地森林内の竹林に手を入れて、コナラ林に再生していくような取り組みをされるという理解でよろしいですか。そうでなければ代償といえないのではないのでしょうか。

事業者：非常に難しいところでもあります。四日市市の環境保全審議会においても、竹林はコナラ林に転換するべき、常緑広葉樹、極相林に持っていくべきというご意見をいただきますが、これには様々な考え方もいらっしゃると思います。現況調査では竹林の中でもゴホントゲザトウムシが確認されていたり、スギ植林の中でムカシヤンマの生息環境があったりしますので、生物多様性はコナラ群落が高いかもわかりませんが、竹林を完全に置き換えることが良いのかという部分もありますので、一つのイメージとしてはゾー

ニングをして、竹林は竹林のまま維持しつつ、それ以上拡大しないようにする。スギ林はスギ林のまま、その状況で本来のコナラ群落が竹林に侵食されている場合は、戻していくという方向性が良いかと思っています。

委員：もちろん、すべての竹林を切ってコナラ林にせよというような、極端なことを申し上げているわけではありませんが、ブナ科のコナラ林にキンランを移植しますね、キンランは特にブナ科の樹冠の下で移植に成功しやすいこともありますし。いまの竹林を現状維持するというよりも、コナラ林に戻していくような、実際に今回の事業で改変されて消えてしまうところにもコナラ林があるわけですし、そういったところを代償するという事になれば、竹林でなくコナラ林になっても良いかと思しますので、バランスを見ながら竹林をコナラ林にするという形にされたほうが、移植した植物の今後や、フクロウの採餌環境という点で良いのではないかと思っています。どうでしょうか、現実的ではないですか。

事業者：それはおっしゃる通りだと思います。

委員：いろいろな状況はありますが、なるべく最小限ではなく、三重県環境保全事業団がされる事業なので、他の最終処分場事業の模範、モデルとなる事業にしてもらえればと思っています。

事業者：これまでは残地森林を管理するための道路がなかったのですが、今回は用地を拡幅することで、施設の管理を兼ねて右岸側の残地森林にアクセスすることができる道路を整備します。残地森林の里山的機能を活用してほしいという声もいただいておりますので、その方向で整備していきたいと考えています。

委員：ぜひやっていただければと思います。

委員：幹事からの意見3の水質について読ませていただくと、処理水には塩分を含むので、今後も継続監視を行うという趣旨の回答と思いますが、塩分は環境影響評価の項目に入るということで、他の項目はこれまでの事後調査で特に問題がなから項目から外すということでもよろしいでしょうか。塩分は項目として入るのか、入れないのかどちらでしょうか。

事業者：塩分は項目に入れないということです。

委員：モニタリングは行うけれど、環境影響評価項目に入らないと。

事業者：そうです。

委員：承知しました。他の項目も入らないと。

事業者：はい。

委員：準備書 p202 に掲載された四日市市長意見に対する事業者の見解、番号 4(7)への回答で、電気伝導度で水質モニタリングを実施しているということですが、これについてもモニタリングは行うが、環境影響評価項目には入れないということですか。

事業者：そのとおりです。

委員：準備書 p212 の環境影響評価対象項目の選定理由と除外理由をまとめた表ですが、環境要因「施設の供用」において、塩分や水温、透視度は評価項目として選定しないという「×」が表示されていますが、ここで、浮遊物質量として影響評価項目として選定したため、濁度は評価項目から除外するとなっています。同様に p210 の同じ個所では、環境要因「工事の実施」において検討結果が「△」になっていて、「施設の供用」の「×」とはどう違うのですか。

事業者：「工事の実施」の浮遊物質量については、降雨時の濁水に関して影響を予測するため入れている形になります。工事中の降雨時は浮遊物質量と濁度を両方測っていますが、濁度は予測評価に使っていませんので、そこで「△」にさせていただいています。

委員：同様に準備書 p212 の「施設の供用」の水質のところで、水質基準項目や水道水水質基準監視項目は「×」になっていますが、これらの項目の一部は環境基準項目の健康項目に同じものが含まれていますね。だから、ここでは「×」なのですか。

事業者：おっしゃるとおりです。

委員：そうであれば、排水基準項目と健康項目とは、濃度は違うもののほぼ同じですね。であれば、なぜ排水基準項目は「○」になっているのですか。化合物としては同じだから下では「×」だけれど、排水基準項目は重複しても「○」だと、水質基準項目とはすべて同じではなくても、一部は水質基準項目や、水道水水質基準項目と同じなのではないでしょうか。排水基準項目はほぼ健康項目と同じですね。

事業者：今回の事業では供用時に排水が出てまいりますので、排水基準項目を「○」にしていますが、予測についてはすべて行っているわけではありません。もちろん、環境基準は守るべきであろうということで、環境基準項目にも「○」をしている。ただし、すべてを評価しているわけではないのですが、その中で予測できる項目、影響が想定される項目について予測しているということで、今回の事業において、影響が予想される項目を選定して「○」を付けているという形です。

委員：予測ができるもの、予測に使ったものが「○」ですか。

事業者：本事業の場合は、供用時の排水があることから排水基準項目を選定、環境基準もあるということで選定しました。たしかに、同じような項目が含まれていますが、環境に与える影響と事業特性を踏まえて選定したということです。

委員：準備書 p59 にダイオキシン類の測定結果が記載されていますが、測定地点の北星高校と三浜の位置は準備書中に記載されていますか。濃度の変動が、本事業による影響でないことを示す必要があると思います。

事業者：表の注釈に記載したとおり、図 3.1-5 の図の範囲外の場所になります。

委員：準備書 p60 に大気環境に関する苦情件数が記載されていますが、内訳は開示されていませんか。本事業に関する苦情が含まれていることはありませんか。

事業者：地域概況は文献調査を主としており、中には聞き取りを行うこともあります。苦情

に関しては、情報公開請求をしたとしても、個別の情報を記載することは難しいと思います。

委員：大気質は T-1、T-2 の 2 地点で調査されており、風配図を見ると卓越風が異なるように思われ、これは施設の形状の影響を受けているのかと思いますが、T-2 では北西の風が卓越しています。T-2 の風下である南東側に住宅地があり、施設からの影響を受けることはありませんか。

事業者：予測については、基本的に T-1 のデータを用いています。T-1 と T-2 では若干異なる部分もありますが、2 地点のデータをどのように取り扱うかという部分もあります。

委員：重機の稼働に伴う二酸化窒素と浮遊粒子状物質の予測結果が準備書 p258、p260 に示されていますが、施設の周辺 250m～500m 程度で予測されているのは、これ以上離れると影響がないということですか。

事業者：建設機械は排出ガスの発生源高さが 3～5m と設定しており、あまり遠くまで拡散しないことから、この範囲を設定しています。

委員：この施設の南側と、北側 1km 程度の場所に住宅地がありますが、重機の稼働による大気質への影響は少なく、基準を満たしていると考えてよいですか。

事業者：予測地点 M-1～M-3 が施設周辺で最も近い住居を設定していますので、最も高くなるであろうという数値を出しています。

委員：騒音・振動の予測地点で K-1、K-2 という地点が設定されていますが、現況の測定結果はありますか。

事業者：測定はしておりません。

委員：このあたりが民家・住居がある場所だったと思うのですが、お住まいの方から騒音や振動に関する話はヒアリングできていますか。

事業者：地域住民の方とは、定期的にミーティングする機会を設けていますが、音等で大きな苦情をいただいたことはありません。

委員：現況で道路交通騒音が環境基準を超過している状況であって、この事業による寄与は少ない状況ですが、良い機会ですので、県や市に問題提起を行ってはどうかと思います。

委員：事業地内の残地森林を改変することで、この地域に残された、もともと少ない森林が減少することになります。種全体にとっては影響が小さいかもしれませんが、局所的に見れば、この地域の動物への影響は大きいという印象を受けました。森林がなくなることで動物が移動すると思いますが、交通量の多い道路があるとロードキルが発生するのではと気になりました。また、代替の森林を作るということですが、周辺にも小さな森林があるようですので、コリドーのような動物の移動手段を何らかのよう形で検討してほしいと思いました。コウモリやフクロウについては、幹事意見への回答にあったような措置を行っていただければと思います。

委員：準備書 p203、方法書に対する四日市市長意見に「住居が隣接していることから、景観に配慮し、埋立て完了後の景観を含めて予測すること。また、3次元で埋立状況等を示すなど、住民の方に分かりやすく状況説明に努めること。」というものがありますが、これに対する対応はどのようになっていますか。

事業者：小山地区の住居が近くにありますので、圧迫感を与えないよう植栽や工法等の努力をしていきたいと思えます。状況の説明については、準備書でフォトモンタージュ法による予測を行っていますので、それでご理解いただければと思えます。

事業者：新小山最終処分場の計画がスタートするにあたって、集落に近い場所に処分場ができるということで、最初の段階で住民の方々にフォトモンタージュ的なものを見せて、圧迫感を与えないようにするというご理解いただいた経緯があります。ですので、今回も民家に近い第1期埋立地については、ほぼ高さを変えず、集落から離れた第2期からかさ上げするというご理解いただいているところです。

委員：それが環境アセス図書に反映されていないということですよ。住民に理解をいただいているとは思いますが、それがアセス図書に反映されていないことがどうかということだったので。

また、さきほど複数の委員が言われてように、残地森林が減ることで生物のハビタットが小さくなるわけですので、せめて量が減るのならば質を上げてほしい。竹林をすべて伐採するというには様々なご意見があると思えますが、放置されて密集した竹林や、コナラ林であっても密集している悪い状態のものもあります。もちろん生態系も変化していくものなので、ずっと管理しておくというものでもないのですが、できる限り生物への質が良い環境を維持していただきたいと思えます。谷を埋めて遮水シートを張ることで、地下水への影響もあるのではないかと思いますので、その上の植生に影響を与えるであろうと。また、委員からご提案のあったとおり、ハビタットの量が減るので、それを繋いで生態系のネットワークができるとありがたいと思えました。

幹事(総合博物館)：本日配布された、コウモリ類代替生息地計画図について、コウモリ類の専門家の意見を踏まえたとあります。これは当館の職員のことと思えますが、暗渠を250mから60mにするということを前提に、構造に関する助言を行ったものではありません。

事業者：以前、お伺いしてご相談した際に、距離の短縮についてもお示ししたと認識しています。距離が60mでは短いので、こういう対策が必要とアドバイスを受けたと聞いております。

幹事(総合博物館)：距離はどれだけであれ、代替の構造を検討したほうが良いという意見です。準備書 p419 に重要種のユビナガコウモリが年間を通じて利用しているとされていますが、これは誤りではありませんか。もう一つはモモジロコウモリが数百個体単位で利用

していることで重要な生息地とした、コウモリの休息・越冬地として注目すべき生息地に選定したということであると、モモジロコウモリの数百頭の個体が夏の間にも生息していますので、越冬期を避けた工事では影響が出るということになりませんか。今後、今年の夏にモモジロコウモリ、ユビナガコウモリが出産哺育しているかを調査されると伺っていますが、それが確認された場合は越冬期を避けた工事というだけでは不十分で、時期について配慮する必要があると思います。代替生息地が当初の 250m から 60m になるということは、コウモリが移り住む可能性が低くなるというわけで、より代替施設の重要性が高まると思います。内壁が鉄板のようなところですので、小規模なピットを設けるだけでは、その利用を期待するのは難しいのではないのでしょうか。全面的に吹き付けをして、表面がざらざらになるような工法も検討していただく必要があると思います。

事業者：詳細についてはご相談しながら、実施可能な内容を考えていきます。